

2019年度 障がい者(児)ホームヘルパーフォローアップ研修

開催要項

【1.目的】 増大かつ多様化する障がい者のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、従業者の知識・技術の向上を図ることを目的として開催します。

【2.実施主体】 島根県

【3.実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.期日・会場・受講料】

課 程	期 日	会 場	受講料
基礎課程	6月20日（木） ～21日（金）	いきいきプラザ島根 <1階 共用会議室>	2,000 円
精神障がい課程	6月19日（水）		各 1,000 円
重症心身障がい課程	6月25日（火）	朱鷺会館 <1階 会議室>	
視覚障がい課程	6月28日（金）	いきいきプラザ島根 <1階 共用会議室>	
サービス提供責任者課程	7月 9日（火）		

※重症心身障がい課程は、会場が異なりますので、お間違えのないようにご注意ください。

【5.内容・講師】 ※別紙参照

【6.参加対象】

①視覚障がい課程を除く参加対象者

主として障がい者(児)ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー

※サービス提供責任者課程については、サービス提供責任者または、今後サービス提供責任者になろうとする方を対象とします。

②視覚障がい課程 参加対象者

同行援護従事者養成研修（一般課程）修了者

※演習時、準備していただくものとして【9.その他】①をご確認ください。

【7.定 員】 各 25 名 （定員超過の場合は調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。）

【8.申込方法・受講決定・受講料】

① 受講希望者は別紙「申込書」により希望課程欄に○印をし、**5月17日（金）**までにお申し込みください。
(FAX 可)【複数課程申込可】

② 受講を決定した場合、「**受講決定通知**」を送付します(※切後、概ね1週間で発送予定)。

③ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。所定の方法により、期日までに受講料をお振込みください(振込手数料が発生する場合にはご負担ください)。

基礎課程：2,000 円 他4課程：各 1,000 円

④ 決定後の受講取消はご遠慮ください。やむを得ず受講取消をされる場合は、入金期限日の午後5時までにご連絡いただいた場合のみ受講料を返金いたします(手数料は事業所負担)。

【9.その他】

①【視覚障がい課程】に参加される方は以下のものをご準備ください。

- ・お金 全金種 (1万円札・5千円札・千円札・500円玉・100円玉・50円玉・10円玉・5円玉・1円玉)
- ・印鑑 (ケースに入れて持ち歩くもので、シャチハタ等スタンプではない物)
- ・筆記用具 (ボールペン等)
- ・雨具 (傘・カッパ 天候に関わらずご準備ください)
- ・食事介助実習がありますので、**全員昼食を購入してください。**(500円お茶なし・税込・領収あり)

※移動介助実習で歩きます。外歩きに適した服装・靴でご参加ください(スリッパ等脱げやすい靴、ヒールのある靴、サンダルは不可)。貴重品等持ち歩く場合は、両手が空く形でお願いします(リュック等)。寒さ対策として防寒具などを各自でご用意ください。

②昼食は500円(弁当のみ・税込み)で斡旋します。受付時に業者が弁当券を販売します。

③駐車場に限りがありますので、できるかぎり公共交通機関をご利用ください。

④会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣類等で調整できるようご準備ください。

⑤研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。

⑥インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修をご辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。

⑦地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止せざるを得ない場合には、受講申込書に記載されたファックス番号あてに一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。

⑧研修受講にあたって配慮の必要な方は、申し込み時にご相談ください。

【10.問合せ先】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階

社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県福祉人材センター) 担当/江角

TEL : 0852 - 32 - 5975

FAX : 0852 - 32 - 5956

<https://www.shimane-fjc.com/>

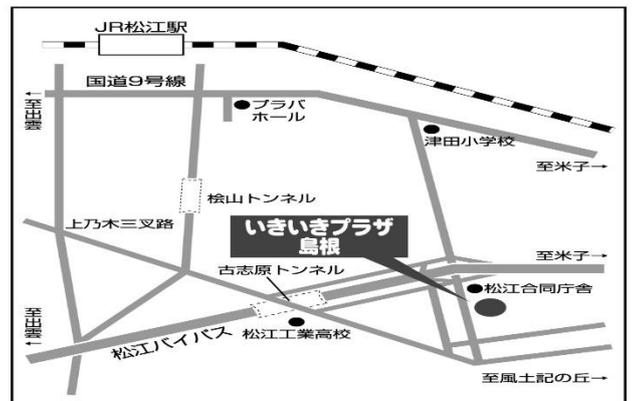
【会場案内】

《いきいきプラザ島根》

・松江市東津田町 1741-3

◆交通アクセス

JR 松江駅バス停より南循環線で
外回り「県合同庁舎前」下車
(所要時間約 20 分)



《朱鷺会館》(重症心身障がい課程)

・出雲市西新町 2 丁目 2456-4

◆交通アクセス JR 西出雲駅より徒歩 10 分



受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。